新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方が対象です

田辺市地域経済持続化支援金をご活用ください

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、本市においても新型コロナウイルス感染症への警戒感が強まり、消費意欲の低下や消費行動が著しく減退しています。今後も様々な業種の事業者が影響を受けると想定されることから、直接・間接的に影響を受けている事業者に対し、事業の継続の下支えを目的に田辺市地域経済持続化支援金を交付します。

■申請方法等

◇郵送で申請する場合

申請書及び添付書類を商工振興課へ郵送してください。

◇特設窓口で申請する場合（完全予約制）

予約日時に申請書及び添付書類を持参の上、申請会場までお越しください。

・予約連絡先

☎ 0739（33）7796

※予約受付時間は8時30分～17時15分です（㊏㊐㊗を除く。）

・申請会場（特設窓口）

場本庁舎別館3階「大会議室」

時9時～18時

※申請書類の確認作業等に時間を要するため、予約時間よりも申請手続の開始時間が遅くなる場合がありますので、ご了承ください。

◇各行政局で申請する場合

事前に各行政局産業建設課（23ページ参照）へお問い合わせください。

■申請期限

令和4年1月31日㊐［消印］

■申請書類の取得方法

申請書類や申請手引き等は商工振興課・観光振興課・農業振興課・山村林業課・水産課・各行政局産業建設課で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

申請書等の郵送を希望される場合は、下記へお問い合わせください。

問商工振興課（本庁舎別館3階）

〒646-8545　新屋敷町1

☎ 0739（26）9970

□ http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/tiikikeizaizizokuka.html

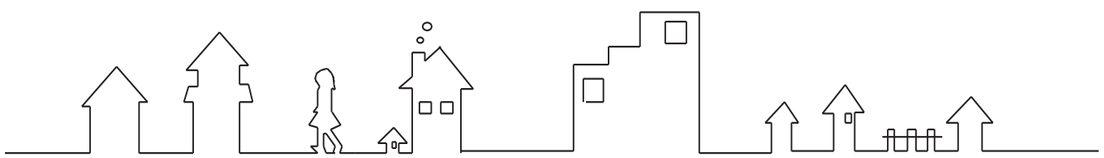

■交付対象者

市内に事業所・店舗等を有する中小企業者（商工業又は農林漁業の法人・個人事業主）のうち、新型コロナウイルス感染症拡大により著しく影響を受けた方

業種	中小企業基本法における中小企業者（下記のいずれかを満たしていること）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、農林漁業、その他の業種（②～④を除く。）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
うち、旅館業		200人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※個人事業主とは事業を行う個人であって、主たる収入が給与、年金、不動産収入等でない方をいいます。ここでいう「主たる収入」とは、1年間の収入の半分以上が、「事業収入」であることとします。
※社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、漁業協同組合等）、有限責任事業組合、収益事業を行っているみなし法人等は「①その他の業種」に含みます。

■申請要件

次の要件全てを満たす事業者が対象です。

申請要件
令和3年7月～12月の期間のうち任意の連続する2か月（対象月）の月平均の事業収入額と令和2年、又は令和元年の同期の2か月（比較月）の月平均の事業収入額を比較して、30％以上減少していること。
令和2年12月1日時点において、市内で事業を営み、今後も継続して事業を行う予定であること。 ※令和2年12月2日～令和3年6月30日に創業し、事業を開始した個人事業主及び法人も対象になる可能性があります。詳しくは、商工振興課までお問い合わせください。
市区町村民税及び国民健康保険税を完納していること（徴収猶予の特例有り。）。
法人については田辺市に法人市民税の納税義務があること。
政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと。
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業委託営業を行う事業者でないこと。
田辺市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

■交付基準額

事業規模別（令和3年6月30日時点の市内事業所等の常用雇用者数）に応じた支給額とし、その基準額（上限額）は10万円～50万円とします。

※常用雇用者とは
①正規職員など期間を定めて雇用していない従業員（役員、専従者は除く。）
②パートやアルバイトなどのうち、フルタイムで1年以上の雇用が見込まれる従業員

市内事業所等の常用雇用者数	基準額（上限額）
0人～5人	10万円
6人～10人	15万円
11人～20人	20万円
21人～30人	30万円
31人～50人	40万円
51人以上	50万円

10月15日㊎～11月30日㊋に受付を行います

令和4年度学童保育所の入所児童を募集します

対当該学童保育所のある小学校に通学している1～3年生で、児童の保護者が就労・疾病等により、児童の保育をすることができないと認められる方
※就労により児童の保育をすることができない状態は、おおむね週3日（㊐を除く。）以上で、日中4時間以上就労されている状態をいいます。

申**◇令和4年4月1日から入所を希望する方**
10月15日㊎～11月30日㊋に受付を行います。入所申請書に就労証明書等を添えて、右記へ提出してください。申請書は10月4日㊊から右記及び各学童保育所で配布するほか、ホームページからも取得できます。今年度、学童保育所に入所している方も、再度申請書の提出が必要です（定員超過で入所できない場合もあります。）。

◇受付期間後の随時受付
受付期間後は随時受付を行いますが、選考順位は受付期間中に申請された方の次順位となります。

問◇子育て推進課 保育係（市民総合センター1階）
☎0739（26）4904
◇大塔行政局 住民福祉課（23ページ参照）
◇中辺路行政局 住民福祉課（23ページ参照）
http://www.city.tanabe.lg.jp/kosodatesuishin/hoikusho/gakudohoiku.html

校区	学童保育所名	定員	所在地	電話番号
田辺第三小学校	西部学童保育所	40名	上の山二丁目6-10	☎0739-25-3016
芳養小学校	芳養学童保育所	40名	芳養松原二丁目18-36	☎0739-26-7454
会津小学校	会津学童保育所	100名	下万呂59-1	☎0739-26-9208
田辺東部小学校	ひがし学童保育所	50名	南新万28-1	☎0739-26-4935
田辺第二小学校	なんぶ学童保育所	50名	東陽21-1	☎0739-26-2732
三栖小学校	三栖学童保育所	80名	中三栖1939-1	☎0739-34-0340
稲成小学校	稲成学童保育所	40名	稲成町780	☎0739-22-4141
上秋津小学校	上秋津学童保育所	60名	上秋津2196-1	☎0739-35-1220
田辺第一小学校	中部学童保育所	40名	上屋敷一丁目2-1	☎0739-25-9500
鮎川小学校	鮎川学童保育所	40名	鮎川2567-1	☎0739-48-0627
中芳養小学校	中芳養学童保育所	40名	中芳養1882-1	☎0739-22-3120
新庄第二小学校	新庄第二学童保育所	40名	新庄町3193	☎0739-26-2262
中辺路小学校	中辺路学童保育所	40名	中辺路町栗栖川78	☎0739-64-0333

※ひがし学童保育所はひがしコミュニティセンター、三栖学童保育所は三栖小学校の前、中芳養学童保育所は中芳養幼稚園の隣地、鮎川学童保育所は大塔行政局、それ以外は同小学校内で開設しています。
※大坊小学校、上芳養小学校、長野小学校、秋津川小学校、近野小学校については指定の学童保育所まで往路のみタクシー移送を行います。

■保育実施日　㊊～㊎、第3㊏（8月13日～15日、12月29日～1月3日、㊗は休所）
※第3㊏以外の㊏は、ひがし学童保育所のみ開所しています。利用には別料金が必要で、市の学童保育所を利用している児童が対象です。

■保育時間
◇授業のある日　授業終了後～18時30分
◇夏休み等長期休業日　8時～18時30分

料月額8,000円（同一世帯から2人以上の児童が入所している場合は、2人目から半額です。保育料のほかに、保護者会費・おやつ代・損害保険料が必要です。世帯の課税状況により保育料の減免措置があります。）

■夏休み等長期休業日のみの利用について
令和4年4月1日からの通年利用者の利用状況により、定員に余裕のある学童保育所のみ、6年生まで利用できますので、下記の日程で申請受付をします。他校区への入所も可能です。
・**春休み**（令和4年4月の利用）
　令和4年2月1日～21日
・**夏休み**　令和4年6月1日～21日
・**冬休み**　令和4年11月1日～21日
・**春休み**（令和5年3月の利用）
　令和5年2月1日～21日

10月15日㊎～11月5日㊎に受付を行います

令和4年度保育所・認定こども園（保育所部）の新入園児童を募集します

対次の入園基準に該当し、令和4年4月1日現在、市に住民票がある（予定を含む。）満6か月以上の児童（令和3年10月1日以前に生まれた児童）
◇入園基準　児童の保護者が就労・出産・疾病・病人の看護等により、児童の保育をすることができないと認められる場合

申10月15日㊎～11月5日㊎に、申込書を下表の保育所等のうち、第1希望の保育所等へ開園時間内（㊐㊗を除く。）に提出してください。下表以外（市外）の保育所等を希望する場合は子育て推進課へ提出してください。入園に関する書類・申込書は、10月4日㊊から下記及び下表の各保育所等で配布するほか、ホームページからも取得できます。入園は家庭状況を面接・調査してから選考の上、決定します。

問◇子育て推進課 保育係（市民総合センター1階）
☎0739（26）4904
◇各行政局 住民福祉課（23ページ参照）
http://www.city.tanabe.lg.jp/kosodatesuishin/hoikusho/nyuuennmoushikomi_r4.html

実施主体	保育所等名	定員	保育実施年齢	所在地	電話番号
公立	牟婁保育所	30名	1歳児から	江川16-1	☎0739-22-3020
	みどり保育所	70名	0歳児から	末広町7-22	☎0739-22-3246
	もとまち保育所	130名	0歳児から	天神崎3-28	☎0739-24-6062
	はやざと保育所	60名	0歳児から	芳養町1774-9	☎0739-25-0263
	稲成保育所	100名	0歳児から	稲成町701-22	☎0739-24-4570
	日向保育所	70名	1歳児から	上芳養992-1	☎0739-37-0014
	秋津川保育所	30名	2歳児から	秋津川639	☎0739-36-0243
	湯ノ又保育園	20名	2歳児から	龍神村湯ノ又200-3	☎0739-79-0120
	東保育園	40名	2歳児から	龍神村東193	☎0739-78-0399
	柳瀬保育園	40名	2歳児から	龍神村柳瀬18-4	☎0739-77-0914
	くりすがわ保育園	40名	1歳児から	中辺路町栗栖川483-1	☎0739-64-0113
	ちかの保育園	30名	1歳児から	中辺路町近露1181	☎0739-65-0204
	あゆかわ保育園	80名	0歳児から	鮎川2596-1	☎0739-48-0153
	ひまわり保育園	30名	2歳児から	本宮町大居3368	☎0735-43-0213
	たんぽぽ保育園	30名	2歳児から	本宮町耳打490	☎0735-42-0323
私立（社会福祉法人）	いずみ保育園	90名	0歳児から	高雄三丁目35-21	☎0739-24-0002
	芳養保育所	50名	0歳児から	芳養松原一丁目2-22	☎0739-22-3197
	会津保育所	120名	0歳児から	秋津町206-4	☎0739-22-3021
	あゆみ保育所	110名	0歳児から	文里二丁目7-13	☎0739-22-6800
	わんぱく保育所	80名	0歳児から	新庄町2222-1	☎0739-81-2666
	こどものへや保育園	90名	0歳児から	明洋二丁目23-38	☎0739-25-2126
	まろみ保育所	130名	0歳児から	中万呂519-1	☎0739-33-9911
私立（認定こども園）	うえのやま学園認定こども園	90名	0歳児から	古尾17-1	☎0739-22-3751
	認定こども園立正幼稚園	140名	0歳児から	東陽16-45	☎0739-22-6400
	NUKU森の丘こども園	54名	0歳児から	上屋敷二丁目14-25	☎0739-22-8451

※「保育実施年齢」とは令和4年4月1日現在の満年齢であり、「0歳児」は入所の日において6か月以上の児童をいいます。
※「もとまち保育所」では、1歳児からの障害児母子通所保育を行っています。

事前登録が必要です

本人通知制度をご利用ください

■本人通知制度とは

事前に登録された方の戸籍謄本や住民票の写し等を、本人の代理人や第三者に交付した場合（公用請求を除く。）に、本人へ交付の事実を郵送にてお知らせする制度です。ただし、交付を差し止めるものではありません。

■本人通知制度の効果

登録された方には、本人以外から交付請求があった場合に通知が行われ、不正な請求の判明につながります。

■登録できる方

市に住民票や戸籍がある方（過去にあった方も登録できます。）

■申請方法

申請書に必要事項をご記入の上、本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・旅券等）の提示とともに右記へ提出してください。申請書は、右記に設置しているほか、ホームページからも取得できます。

また、やむを得ない理由で自ら手続ができない方は、郵送や代理人による申請ができます。詳しくは右記へお問い合わせください。

■対象となる証明書

◇住民票の写し（除票を含む。）
◇住民票に記載をした事項に関する証明書
◇戸籍の附票の写し（除附票を含む。）
◇戸籍謄本及び戸籍抄本（除籍、改製原戸籍を含む。）
◇戸籍に記載した事項に関する証明書

■通知の内容

◇交付年月日
◇請求者の種別（本人の代理人・第三者）
◇交付した書類の種別
◇交付通数

※交付した代理人や第三者等の氏名・住所等は通知されません。

その他、詳しくは、下記及び各行政局住民福祉課（23ページ参照）までお問い合わせください。

問市民課 窓口係（本庁舎2階）
☎0739（26）9923
□ http://www.city.tanabe.lg.jp/shimin/madoguti/honnintsuchi.html

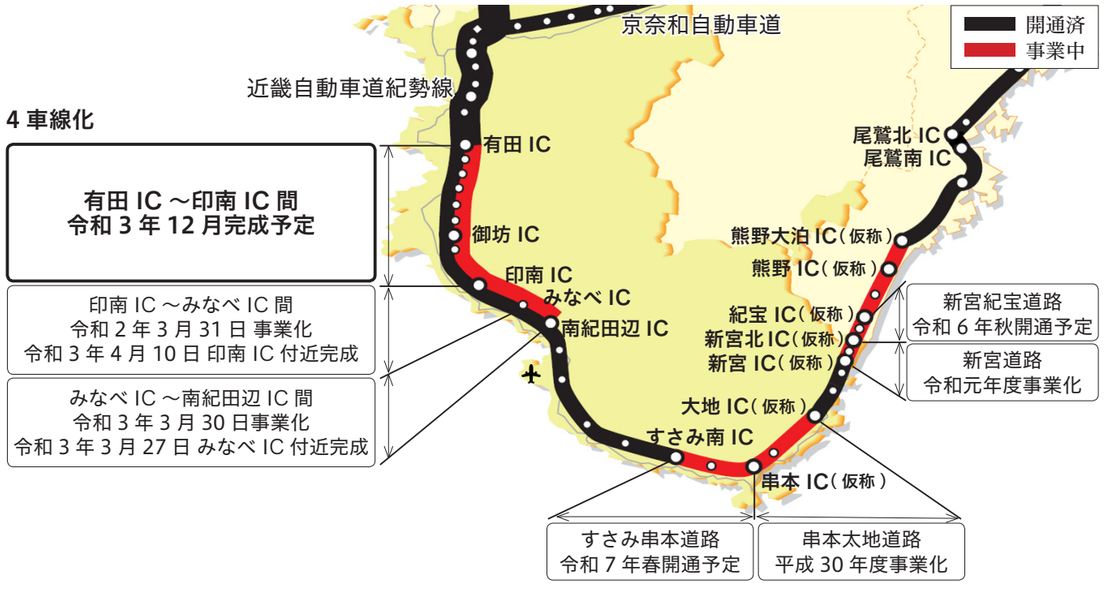

令和3年7月1日時点で、市に住民票のある方が対象です

田辺市地域経済応援商品券（じも買い応援商品券）を配布します

市では、新型コロナウイルス感染症の影響下にある市民生活を応援するため、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で売上が減少している市内の事業者を支援するため、じも買い応援商品券を配布します。

◇配布する商品券の額

一人当たり5,000円分（500円券×10枚）

◇配布方法

9月下旬から緑色の封筒にてゆうパックで順次配達しています。配達完了には1か月半ほど期間を要します。

◇使用期限　令和4年1月31日㈪

◇商品券取扱店

商品券の郵送の際、取扱店一覧を同封します。また、ホームページでも随時更新します。

問**◇商品券の配布に関すること**
商工振興課（本庁舎別館3階）
☎0739（26）9970

◇取扱店に関すること
田辺市商店街振興組合連合会
☎0739（22）2960
□ http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/tiikiouen_shouhinken.html

有田IC～印南IC間　令和3年12月完成予定

高速道路の4車線化工事についてお知らせします

現在、西日本高速道路株式会社において事業を実施している湯浅御坊道路及び阪和自動車道（有田IC～印南IC間）の4車線化工事が、年内の完成に向け、大詰めを迎えています。

また、令和2年3月の印南IC～みなべIC間に続き、令和3年3月には、みなべIC～南紀田辺IC間の4車線化が事業化されました。

4車線化により、渋滞が解消され、観光や農林水産業の振興などが期待されます。

問都市計画課 計画整備係（本庁舎別館1階）
☎0739（26）9937